

物品売買契約書（案）

売出人 秋田県知事 鈴木健太（以下「甲」という。）と買受人
（以下「乙」という。）とは、次の条項により船舶の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|---------------------|
| （1）船種及び船名 | 汽船 くぼた（船舶番号 120132） |
| （2）数 | 1隻 |
| （3）総トン数 | 52トン |
| （4）船質 | 耐食アルミ合金 |

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円）とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として、金 円を甲に納付しなければならない。

- 前項の契約保証金は、第17条に定める損害賠償金額の予定又はその一部と解釈しないものとする。
- 第1項の契約保証金には利息を付さないものとする。
- 甲は、乙が第5条に定める義務を履行したときは、遅滞なく、第1項に定める契約保証金を乙に還付するものとする。
- 前項の規定にかかわらず、甲は乙の申出により契約保証金を売買代金に充当することができる。
- 甲は、乙が第5条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を甲に帰属させることができる。

（代金の支払い）

第5条 乙は、売買代金を甲の発行する納入通知書により契約をした日から20日以内に甲に支払わなければならない。

（所有権の移転）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付したときに乙に移転する。

（所有権移転登記等）

- 甲は、本契約締結後、売買物件の所有権移転登記に必要な書類を乙に提出するものとし、乙は、令和8年6月19日までに所有権移転登記の手続きをしなければならない。
- 乙は、所有権移転登記の嘱託及びその他の経費について、これを負担するものとする。
- 乙は所有権移転にあたり、売買物件の船舶名称を変更するものとする。

（売買物件の引渡し）

- 第8条 売買物件は、第6条の規定により所有権が乙に移転したときに、乙に対し現状のまま引き渡す。
- 乙は前項の引渡しがあったときは、甲に売買物件受領書を提出しなければならない。
- 乙は引き渡しの日から遅滞なく、売買物件を船川港から運び出すことを要する。
- 乙は売買物件に表示している船名等本県に関する全ての表示を速やかに除去し、その履行内容が確認できる写真等を甲に提出しなければならない。

（危険負担）

第9条 乙は、本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて当該物件が、甲の責に帰することのできない事由により滅失又はき損した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

（契約不適合責任）

第10条 乙は、本契約締結後、売買物件に種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、これを理由として追完、代金減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

（風俗関連営業等の禁止）

- 第11条 乙は、本契約締結の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する、店舗型性風俗特殊営業の用に供しようとする者に譲渡してはならない。
- 乙は、売買物件について集团的に又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織等の関係者に所有権を移転し、又は権利の設定をしてはならない。

(実地調査等)

第12条 甲は、必要に応じて実地に調査し、又は、乙に対して報告を求めることができる。

2 乙は、正当な理由なく、前項に規定する実地調査を拒み、妨げ若しくは報告を怠ってはならない。

(違約金)

第13条 乙は、第11条に定める義務に違反したときは、甲に対して売買代金の3割に相当する金額を違約金として、支払わなければならない。

2 乙は、前条第2項に定める義務に違反したときは、甲に対して売買代金の1割に相当する金額を違約金として、支払わなければならない。

3 前2項の違約金は、第17条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(返還金等)

第15条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第16条 乙は、甲が第14条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を現状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を現状に回復させることが適当でない認められたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第17条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第18条 甲は、第15条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第13条に定める違約金又は第16条第2項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第19条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(機密の保持)

第20条 乙は、この契約に当たって知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らしたり、又は他の目的に利用してはならない。

(疑義の決定)

第21条 本契約に疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判の管轄)

第22条 本契約に関する訴えの管轄は、秋田県庁所在地を管轄区域とする秋田地方裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 売出人 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

秋田県知事 鈴木健太

乙 買受人